

## 第423回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和2年8月31日(月)13時57分～14時30分
- 2 場 所 県土連ビル 5階(山口市糸米2-13-35)
- 3 出席者 公益代表委員 4名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 5名

### 4 議 題

- (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- (2) 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- (3) 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (4) 山口県特定最低賃金専門部会の廃止について
- (5) その他

### 5 議事概要

- (1) 山口労働局長より審議会会長に対して、山口赤十字病院労働組合ほか16団体から提出された「山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出」等について意見を求める諮問が行われた。  
審議の結果、同会長から「令和2年8月11日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申が山口労働局長に対して行われた。
- (2) 山口県最低賃金専門部会はその任務を終了したとして廃止がされた。
- (3) 4業種(鉄鋼・電気・輸送・百貨店)の特定最低賃金に係る各専門部会での金額審議において、全会一致の場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが決定した。
- (4) 4業種(鉄鋼・電気・輸送・百貨店)の特定最低賃金専門部会において、それぞれの特定最低賃金改正に関する答申を行った日以降に設定する異議申出期間中に、異議申出がなく、かつ、継続審議事項がなかった場合には、異議申出期間の満了の翌日をもって各特定最低賃金専門部会を廃止することが決定された。

(5) 事務局から、全国の地域別最低賃金の答申状況及び特定最低賃金の答申期日（10月14日）、異議申し出期日（10月29日）について説明を行った。